

有期契約職員就業規程

(目的)

第1条 この目的は、公益社団法人岩手県サッカー協会（以下「協会」という。）の有期契約職員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、協会就業規則ならびに労働基準法その他法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、第8条により採用された次の有期契約職員に適用する。

- ① 嘱託職員
- ② 契約職員
- ③ パートタイム職員

(規程遵守の義務)

第3条 協会は、この規程に基づく労働強権により有期契約職員に就業させる義務を負い、有期契約職員はこの規則を順守する義務を負うと共に、相互に協力して発展に努めなければならない。

(秘密保持)

第4条 有期契約職員は、協会の業務ならびに有期契約職員他の身上に関し、その職務上知りえた事項については、在職中はもちろん退職後もみだりに公表してはならない。

(採用)

第5条 有期契約職員の採用は、協会就業規則に定めるところによる

(試用期間)

第6条 新たに採用された者は、協会が必要と定めるとき、一定期間の試用期間を設けることができる。

2 試用期間中に、有期契約職員として不適格と認められた者は解雇する。

(勤務形態)

第7条 勤務形態は次に掲げるものの中で、本人の能力・技能・経験、及び健康状態、そして本人の希望等を勘案して協会が決定し、個別の雇用条件確認書によるものとする。

- ① 日給または月給のフルタイム勤務
- ② 日給または時間給のパートタイム勤務

③ 日給または月給の短時間勤務

2 協会は、災害等やむを得ない事情があるときは、前項の雇用条件を変更することがある。

(労働日及び労働時間)

第8条 労働日及び労働時間は、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定し、個別の雇用条件確認書に定める。

(給与)

第9条 給与は、勤務形態、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案して個別の雇用条件確認書に定める。

2 原則として、賞与及び退職金は支給しない。

(休職、退職及び解雇)

第10条 休職、退職及び解雇については、協会就業規則に定めることによる。

2 前項の規定にかかわらず、個別の雇用条件確認書にて締結した雇用期間の終了とともに退職する。

(定年)

第11条 有期契約職員について、定年は制定しない。

(改廃)

第12条 本規程を改廃する場合には、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規則は平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年3月8日に改正する。

3 この規程は、令和3年6月5日に改正する。